

## 監 査 委 員

## 3年監査公表第5号

令和2年度に執行した監査の結果（令和2年7月3日から令和2年9月30日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月16日

京都府監査委員 井 上 重 典  
同 岡 本 和 徳  
同 森 敏 行  
同 小 林 裕 明

## 定 期 監 査

## 監査の結果

## 【部局別】

## (1) 総務部

## ① 財政課

## (要望)

基金運用の一部において、利回りが低い地方債で運用されているものが検出された。債券運用全体ではおおむね効率的に運用されていると評価できるが、さらなる効率性に向けて銘柄ごとのスプレッド等を追求の上、債券運用をなされたい。

## (措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で要望事項を周知し、金利環境を的確に把握すべく、金融機関やメディア等から発信される起債関連情報についてさらなる分析を行うとともに、利幅が大きく振れることがある入札で条件を決定する銘柄を避ける等、確実に効率的な債券運用を行うこととした。

## ② 府有資産活用課

## (指摘)

工事請負契約において、契約書の内容に不備が多数あるもの

## (措置の内容)

監査終了後、直ちに関係職員に周知し、適正な事務処理を行うよう徹底した。

また、内部統制に係るリスク対応策に基づき、契約書の記載事項の誤りがないよう、組織的なチェック体制（複数職員による読み合わせ等）により誤りの防止を徹底することとした。

## (2) 文化スポーツ部

## 文化スポーツ施設課

## (指摘)

見積書の採用決定及び支出負担行為書を登録することなく契約が締結されているもの

## (措置の内容)

監査終了後、直ちに課員全員に指摘事項を周知し、適切な契約事務について注意喚起を行った。

また、契約事務については、その都度、関係法令や会計規則の根拠条文を確認するとともに、「随意契約ナビシート」等の活用により副担当者、担当係長による複数チェックを徹底することで、適切な契約事務の徹底を図ることとした。

## (指摘)

工事を分割し、随意契約として短期間に同一業者に発注されているもの

## (措置の内容)

監査終了後、直ちに今回の工事分割に係る随意契約の指摘事項について、課内全員に周知及び注意喚起を行った。

今後、工事発注に際しては入札による公正性等確保を前提とした上で、コスト面、施工場所の制限・期間の条件を踏まえた発注方法を整備担当の参事や担当係長と調整するとともに、必要に応じて調査業務を実施するなど、事前に現場状況の十分な把握をし、計画的な修繕を行うこととした。

また、その状況を踏まえた適切な発注条件整理がなされていることを副担当者、担当係長による複数チェックを徹底することで、適切な発注事務の徹底を図ることとした。

## (3) 健康福祉部

## ① 地域福祉推進課

## (指摘)

見積書の採用決定及び支出負担行為書を登録することなく契約が締結されているもの

## (措置の内容)

監査終了後、課内係長会議において、指摘事項の趣旨を説明し、契約事務における見積書採用決定及び支出負担行為書の登録の必要性・意義を再確認するとともに、支出負担行為書の登録を支出何い時に行うよう課内周知を行った。

今後は、支出・契約事務について手続漏れが無いよう、随意契約についてナビシートの活用を徹底するとともに、複数人で進捗管理を行うことで、組織的なチェック体制を強化することとし、再発防止を徹底した。

## ② 医療課

## (指摘)

予定価格調書が1年前の日付で作成されているもの

## (措置の内容)

監査終了後、課内全職員に指摘事項を周知

し、適正な契約事務の執行について注意喚起を行った。

また、本件は、年替わり、年度替わりに起こりやすい事象であることから、当該時期における契約事務において、特に注意すべき項目として位置づけるとともに、組織的チェックを徹底することとした。

(4) 商工労働観光部

① 中小企業総合支援課

(指摘)

補助事業の繰越に当たり、概算払の精算、返納など適切な手続きできていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を情報共有し、会計規則等に基づく適正な事務の執行に努めるよう周知徹底した。

今後は、概算払による補助金に残金が生じて翌年度繰越事業に充当する場合は、各年度ごとに精算・返納を行うことを徹底するとともに、課内職員に部内研修や会計課主催の研修等へ積極的に参加するよう促し、再発防止の徹底を図ることとした。

② 産業立地課

(要望)

新光悦村に設置された職人工房（トレーラーハウス）について、利用が十分なされていない。今後の利用方法について、広く他部局にも照会するなど、売却等も含めた抜本的な見直しを検討されたい。

(措置の内容)

移動を伴う利用については、牽引費用が負担となるため、村内及び近隣地域における幅広い活用の促進に努めた結果、新光悦村内での利用実績が増加した。今後の利用方法を検討した結果、令和3年3月に、より効果的に活用できる南丹市に有償譲渡した。

③ 文化学術研究都市推進課

(指摘)

予定価格調書の作成を省略できない変更契約において、同調書が作成されていないもの

(措置の内容)

監査終了後、課内会議において説明を行い、その内容について周知・徹底した。

今後は、随意契約ナビシートの活用を徹底し、担当者と、担当者以外のダブルチェックを行い、再発の防止を徹底するとともに、大幅な増額の変更契約を行うことがないよう、工事発注にあたっては、事前に入念な調査を行い、必要十分な仕様や金額を設定するよう努めることとした。

(5) 教育委員会

① 総務企画課

(指摘)

契約書等での納期限の約定もなく、15日を超過した納期限が指定されているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図るとともに、締結済みの全ての契約書等の内容を点検し、財務処理時の注意点について確認を行った。

また、契約締結時には相手方と納期限について十分に調整の上、適切な納期限を約定しているかどうか複数人で確認する体制を徹底することとした。

(指摘)

単価契約書の契約単価の金額が誤っているもの

(措置の内容)

指摘内容について、課内で情報共有を図り、過去の契約書及び調定内容を再確認し、誤りがないことを確認した。

また、契約書作成に際しては、複数体制でのチェックを適切に行うよう周知し、再発防止を徹底した。

② 教職員企画課

(指摘)

未収債権の時効の更新措置が取られておらず、未収金の徴収が不十分であるもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、未収債権における発生予防と早期回収のための対策を再確認し、債権が時効とならないよう、適切で組織的な管理を徹底した。

今回、指摘を受けた債権は、会計課に確認しながら、京都府債権の管理に関する条例に基づき処理を行った。

③ 保健体育課

(指摘)

予定価格調書の作成を省略できない委託契約において、同調書が作成されていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに今回の監査からの指摘事項について、課内で情報共有を行うとともに、随意契約ナビシートの活用等による複数チェックの徹底及び根拠法令等の毎回確認の徹底を周知した。

また、会計課及び入札課が実施の研修を契約担当者と中間決裁者が受講し、正しい知識の習得に努めた。

【会計事務月例点検】

(1) 府民環境部

府民環境総務課

(指摘)

国庫返還金の支払遅延により延滞金が支払われているもの

## (措置の内容)

監査終了後、国庫返還金について、支払金額が明らかになった時点で速やかに事業課から当該課予算担当者に協議を行うことを周知徹底した。

また、日々の進捗管理については、未処理の請求関係書類を未処理案件ボックスに保管し、毎日チェックするとともに、起案者だけではなく、決裁ルート上の職員が決裁状況の確認を行うことができるよう、財務事務に関する伺いを全て電子決裁で行うことを周知徹底した。

## (2) 農林水産部

農政課、畜産課

## (指摘)

在宅勤務期間中に請求書の処理が集中し、支払が多数遅延しているもの

## (措置の内容)

監査終了後、直ちに該当する案件の経過を調査し、部内各所属へ事例の周知及び注意喚起を行った。

今後、各家畜保健衛生所においては、請求書を迅速に本庁へ送付することを徹底し、畜産課においては、送付された請求書の処理について、複数人体制で情報共有を行いながら、迅速に事務処理を行うこととした。

また、農政課の再発防止策として、各係員の請求書事務処理量を見える化し、事務量の平準化を行うこととした。

## (3) 教育委員会

## ① 管理課

## (指摘)

変更工事請負契約書で各年度の支払限度額が定められておらず、支出する予算区分も誤っているもの

## (措置の内容)

監査終了後、課内で年度繰越にあたる変更工事請負契約書作成や支払に関する注意点について全職員に注意喚起を行った。

また、年度繰越にあたる注意点を共有の上、課内のチェック体制を再確認し、より正確に事務処理を行うよう徹底するとともに、予算について速やかに繰越額を確定し、適切な予算区分で支払を行うよう徹底することとした。

## ② 学校教育課

## (指摘)

会議の報酬等の支払が著しく遅延しているもの

## (措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、全職員の意識改革の徹底や、複数人によるチェック体制の強化を行った。

また、課内の各事業の実施予定を把握した上で、経費支出伺作成時には謝金管理システムへの予定登録書を必ず添付させることにより、シ

ステム入力漏れを防ぐなど、再発防止策を徹底した。